

<p>開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>会津若松市長</p>			
<p>住所 交付申請者 氏名</p>			
<p>建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。</p>			
<p>建築（建設）敷地の 所在・地番・地目・地積</p>	<p>所在地目 地積 m²</p>		
<p>該 当 条 文</p>	<p>都市計画法 <input type="checkbox"/>第29条 <input type="checkbox"/>第37条 <input type="checkbox"/>第41条 <input type="checkbox"/>第42条 <input type="checkbox"/>第43条 <input type="checkbox"/>第53条 <input type="checkbox"/>第35条の2</p>		
<p>区 域 区 分</p>	<p><input type="checkbox"/>市街化区域 <input type="checkbox"/>市街化調整区域 <input type="checkbox"/>非線引都市計画区域 <input type="checkbox"/>準都市計画区域 <input type="checkbox"/>区域外</p>	<p>用途地域</p>	
<p>開発許可等の 年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()</p>		
<p>都市計画法第41条による 制限の内容</p>			
<p>建築（建設）計画の概要</p>	<p>開発行為</p>	<p>有 無 (m²)</p>	
	<p>用途</p>	<p>敷地面積</p>	<p>m²</p>
	<p>工事の種別</p>	<p>建築面積 (延床面積)</p>	<p>m²</p>
	<p>その他</p>		
<p>※上記の建築計画については、都市計画法の規定に適合していることを証明します。</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>証明者 会津若松市長</p>			

- (注) 1. 交付申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2. 建築確認申請書の写及び都市計画法の規定に適合していることを表す書類を添付すること。
 3. ※印の欄は記載しないこと。
 4. 必要に応じ、別途、他法令に基づく手続き等を行うこと。
 5. 下水道、道路、水路、上水道等について関係部局と協議をすること。

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（規則60条証明）について

建築基準法の確認を要する事項については建築基準法の手続きを要しますが、建築基準法施行規則第1条の3の規定により、都市計画法への適合を証明する書面を添付することになり、これに対応して、都市計画法施行規則第60条の規定により、当該事項が都市計画法に適合していることを証明する書面の交付を求められます。

- 申請の際に必要なもの
- 申請手数料 470円
- 申請用紙（2部）
添付書類（各2部）
- (1)確認申請書第1面～第5面
- (2)位置図（1/25000）・区域図（1/2500）
- (3)土地・建物登記簿謄本写
- (4)公図写
- (5)土地利用計画図（配置図）及び造成計画平面図
- (6)敷地の求積図
- (7)建築物の平面図、立面図
- (8)建築物の求積図
- (9)現況写真
- ※(10)市街化調整区域への立地理由書（市街化区域へ立地できないことを説明する書類）
- (11)その他（ ）

※ 市街化調整区域の場合は添付してください。

- 不明な点は以下にお問い合わせください

問い合わせ先 会津若松市役所 開発管理課 開発グループ

TEL 0242-39-1266

FAX 0242-39-1452

○都市計画法施行規則

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

第60条 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（当該市町村の長）に求めることができる。